

## 共有者不確知森林制度の運用について

〔平成 29 年 3 月 31 日付け 28 林整計第 396 号〕  
〔林野庁長官から各都道府県知事あて〕

最終改正

〔令和 8 年 3 月 31 日 7 林整計第 559 号〕

森林法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 44 号）により森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 2 章の 2 第 2 節の共有者不確知森林制度が創設され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

共有者不確知森林制度の運用については、法及び森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）によるほか、下記のとおり留意事項を定めたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

また、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしくお願いする。

### 記

#### 第 1 本制度の趣旨

法第 2 章の 2 第 2 節として新たに設けられた共有者不確知森林制度とは、共有林の共有者の一部が特定できない又は所在の知れない場合において、一定の手続の下に、その者が所有する立木の持分を他の共有者に移転させることができる仕組みであり、このような森林における立木の伐採及び伐採後の造林の円滑化を図ることを目的とするものである。

#### 第 2 手続の具体的な流れ

共有者不確知森林（地域森林計画の対象となっている民有林であって、当該森林の立木が数人の共有に属するもののうち、過失がなくて当該森林の森林所有者の一部を確知することができないものをいう。以下同じ。）の立木の伐採及び伐採後の造林を行うための手続は、次のとおりとなる。

- (1) 共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林をしようとする確知森林共有者（共有者不確知森林の森林所有者で知っているものをいう。以下同じ。）が、不確知立木持分（特定できない又は所在の知れない共有者の立木の持分をいう。以下同じ。）又は不確知土地権利（共有者不確知森林の土地を使用する権利をいう。以下同じ。）を取得しようとするときは、市町村の長に対し、確知することができない共有者が申し出るべき旨の公告を行うことを申請する（法第 10 条の 12 の 2 第 1 項）。
- (2) 市町村の長は、(1)の申請を相当と認めた場合には、公告を行う（法第 10 条の 12 の 3）。公告された共有者不確知森林について申し出るべきとされた不確知森林共有者等（当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないものをいう。以下同じ。）並びに当該森林の伐採

及び伐採後の造林について異議を有する当該森林に関し所有権以外の権利を有する者は、2か月の公告期間内に、その旨を市町村の長に申し出ることができる（法第10条の12の3）。市町村の長は、公告期間内にこれらの者から申出があったかどうかについて、公告を申請した確知森林共有者に通知する（法第10条の12の4前段）。

(3) (2)の申出がない旨の通知を受けたときは、共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林をしようとする確知森林共有者は、通知の日から4か月以内に、都道府県知事に不確知立木持分又は不確知土地所有権の取得についての裁定を申請する（法第10条の12の4後段）。

(4) 都道府県知事は、(3)の申請を必要かつ適当と認めた場合には、申請者が不確知立木持分又は不確知土地所有権を取得すべき旨を裁定し、申請者及び公告をした市町村の長に通知する（法第10条の12の5第1項及び第10条の12の6第1項）。

(5) 裁定により不確知立木持分又は不確知土地所有権を取得した確知森林共有者は、その対価に相当する額の補償金を供託所に供託する（法第10条の12の7第1項）。

。

### 第3 共有者不確知森林に係る公告

#### 1 共有者不確知森林等の定義

##### (1) 共有者不確知森林の定義

共有者不確知森林は、「地域森林計画の対象となつている民有林であつて、当該森林の立木が数人の共有に属するもののうち、過失がなく当該森林の森林所有者の一部を確知することができないもの」と定義されている（法第10条の12の2第1項柱書）。

この際、「過失がなく当該森林の森林所有者の一部を確知することができない」とは、次に掲げる書類に記載された森林所有者（当該森林所有者が死亡している場合にあつては、その相続人（当該森林所有者の配偶者又は子に限る。））について、その住所における所在の確認、市町村、森林組合等関係者への聞き取り等の調査を行つても、一部の森林所有者を特定することができない状態又は全ての森林所有者を特定できるがその一部の者の所在が不明である状態にあれば足りるものとする。

ア 共有者不確知森林の森林所有者と当該共有者不確知森林の土地の所有者が同一である場合においては、当該共有者不確知森林の土地の登記事項証明書（当該共有者不確知森林の土地について相続、贈与、売買等を原因として所有権の移転があつた場合には、戸籍謄本、遺産分割協議書の写し、贈与契約書の写し、売買契約書の写しその他の当該共有者不確知森林の土地についての所有権の移転があつたことを明らかにする資料を含む。以下「土地所有者証明書類」という。）

イ 共有者不確知森林の森林所有者と当該共有者不確知森林の土地の所有者が異なる場合（共有者不確知森林の森林所有者と当該共有者不確知森林の土地の所有者が同一の場合であつて、当該共有者不確知森林の持分の割合と当該共有者不確知森林の土地の持分の割合とが異なる場合を含む。以下同じ。）においては、当該共有者不確知森林の立木の登記事項証明書又は当該共有者不確知森林の土地

についての賃貸借契約書の写し若しくは地上権に関する登記事項証明書その他の当該共有者不確知森林の土地の使用収益権に基づき当該土地上に立木を所有かつ育成する者であることを明らかにする資料（当該共有者不確知森林について相続、贈与、売買等を原因として所有権の移転があった場合には、戸籍謄本、遺産分割協議書の写し、贈与契約書の写し、売買契約書の写しその他の当該共有者不確知森林についての所有権の移転があったことを明らかにする資料を含む。以下「森林所有者証明書類」という。）

## (2) 不確知土地所有権の定義

不確知土地所有権は、「過失がなく、当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確定することができない場合」における共有者不確知森林の土地を使用する権利と定義されている（法第10条の12の2第1項第2号）。

この際、「過失がなく、当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確定することができない」とは、土地所有者証明書類に記載された共有者不確知森林の土地の所有者（当該共有者不確知森林の土地の所有者が死亡している場合にあっては、その相続人（当該土地の所有者の配偶者又は子に限る。））について、その住所における所在の確認、市町村、森林組合等関係者への聞き取り等の調査を行っても、全部若しくは一部の森林の土地の所有者を特定することができない状態又は全ての森林の土地の所有者を特定できるがその全部若しくは一部の所在が不明である状態にあれば足りるものとする。

## 2 公告の申請書に添付すべき資料及び書面

第2の(1)の公告の申請書に添付すべき資料及び書面は、次のとおりとする。なお、各項目間で同一の書面、資料等の重複が生じる場合には、重複して添付を要さない。また、市町村の長が、確知森林共有者から公告の申請を受けるに際しては、申請書の添付資料及び書面の内容について整理するため、別記様式第1号を模範様式として、公告申請整理票を申請書に添付するよう申請者に求めるなどされたい。

(1) 共有者不確知森林の森林所有者と当該共有者不確知森林の土地の所有者が同一である場合の添付資料及び書面

- ① 法第10条の12の2第2項第1号の「当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積」を明らかにする資料とは、当該共有者不確知森林の土地の登記事項証明書とする。
- ② 法第10条の12の2第2項第2号の「当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確定することができない事情」及び同項第5号イの「当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確定することができない事情」を明らかにする資料は、土地所有者証明書類に記載された森林所有者の住所への所在の確認の結果及び市町村、森林組合等関係者への聞き取りの結果を記した書面とする。
- ③ 法第10条の12の2第2項第3号の「確知森林共有者の全部の氏名又は名称及び住所」、同項第4号の「立木の伐採について、前号の確知森林共有者の全部の同意を得ていること」及び同項第5号ロの「立木の伐採及び伐採後の造林について、当該共有者不確知森林の土地の所有者で知っているものの全部の同意を得て

いること」を明らかにする資料とは、土地所有者証明書類並びに立木の伐採及び伐採後の造林に係る確知森林共有者の全部の同意書とする。

④ 規則第 29 条の 3 第 2 項第 1 号の「当該共有者不確知森林の土地の所有者を明らかにする書面」とは、土地所有者証明書類とする。

(2) 共有者不確知森林の森林所有者と当該共有者不確知森林の土地の所有者が異なる場合の添付資料及び書面

① 法第 10 条の 12 の 2 第 2 項第 1 号の「当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積」を明らかにする資料とは、当該共有者不確知森林の土地の登記事項証明書とする。

② 法第 10 条の 12 の 2 第 2 項第 2 号の「当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない事情」を明らかにする資料は、森林所有者証明書類に記載された森林所有者の住所への所在の確認の結果及び市町村、森林組合等関係者への聞き取りの結果を記した書面とする。

③ 法第 10 条の 12 の 2 第 2 項第 3 号の「確知森林共有者の全部の氏名又は名称及び住所」及び同項第 4 号の「立木の伐採について、前号の確知森林共有者の全部の同意を得ていること」を明らかにする資料とは、森林所有者証明書類及び立木の伐採に係る確知森林共有者の全部の同意書とする。

④ 法第 10 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号イの「当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情」を明らかにする資料とは、土地所有者証明書類に記載された森林の土地の所有者の住所への所在の確認の結果及び市町村、森林組合等関係者への聞き取りの結果を記した書面とする。

⑤ 法第 10 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号ロの「立木の伐採及び伐採後の造林について、当該共有者不確知森林の土地の所有者で知っているものの全部の同意を得ていること」を明らかにする資料とは、立木の伐採及び伐採後の造林に係る土地所有者証明書類に記載された共有者不確知森林の土地の所有者のうちその所在が明らかなる者の全部の同意書とする。

⑥ 規則第 29 条の 3 第 2 項第 2 号の「当該共有者不確知森林の森林所有者…を明らかにする書面」とは、森林所有者証明書類とする。また、同号の「当該共有者不確知森林の土地の所有者を明らかにする書面」とは、土地所有者証明書類とする。

### 3 公告

市町村の長は、確知森林共有者から第 2 の (1) の公告の申請がなされた場合には、申請書及び添付書類を確認し、当該申請に係る森林が共有者不確知森林の定義に該当するかを検討し、公告の申請が相当であるかを判断しなければならない。公告の申請が相当であるかの判断に際しては、次に掲げる事項に関して留意するものとする。

ア 土地所有者証明書類又は森林所有者証明書類に記載された森林所有者又は森林の土地の所有者全員について、同意書又は確知することができない事情を明らかにする資料のいずれかが添付されていること。

イ 申請書に記載された伐採及び伐採後の造林の時期及び方法が市町村森林整備計画

に適合していること。

また、市町村の長は、公告の申請が相当であると認めるときは、法第 10 条の 12 の 3 の規定に基づき、同条各号に掲げる事項及び規則第 29 条の 5 に規定する事項を別記様式第 2 号を模範様式として、公報その他所定の手段によって速やかに第 2 の (2) の公告を行うものとする。

#### 4 不確知森林共有者等又は共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のある者からの申出

公告に係る共有者不確知森林の森林所有者で確知することができない者（以下「不確知森林共有者」という。）若しくは当該共有者不確知森林の土地の所有者で確知することができない者（以下「不確知土地共有者」という。）又は当該共有者不確知森林について所有権以外の権利を有する者で当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のある者が、市町村の長に対して第 2 の (2) の申出を行うに当たって添付すべき法第 10 条の 12 の 3 第 4 号の「その権原を証する書面」とは、次のとおりとする。

##### ア 法第 10 条の 12 の 3 第 4 号イに該当する者の場合

次のいずれかによるものとする。

- ① 固定資産課税証明書の写し、売買契約書の写し等、申出者が公告に係る共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者であることを証する書面
- ② 申出者の戸籍の附票の写し等、申出者の氏名又は名称及び住所が土地所有者証明書類又は森林所有者証明書類に記載された森林所有者又は森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所と一致していることが確認できる書面
- ③ 戸籍謄本、遺産分割協議書の写し等、申出者と土地所有者証明書類又は森林所有者証明書類に記載された森林所有者又は森林の土地の所有者との相続関係及び申出者の共有者不確知森林に係る立木又は土地の持分を証明する書面

##### イ 法第 10 条の 12 の 3 第 4 号ロに該当する者の場合

賃貸借契約書の写し、抵当権に関する登記事項証明書等、申出者が土地所有者証明書類又は森林所有者証明書類に記載された森林所有者又は森林の土地の所有者と公告に係る共有者不確知森林の使用及び収益に関する契約を締結していること又は当該森林に関し担保物権を有していることを証する書面

## 第 4 裁定

### 1 裁定の申請

#### (1) 裁定の申請

次に掲げる場合のように、第 2 の (2) の申出が行われたものの、公告の日から 2 か月以内に同意の取得又は権利関係の解消に至ったときは、当該申出がなかったものとして取り扱うものとする。なお、アに該当する場合において、裁定の申請に際しては、申出をした者は確知森林共有者として取り扱うものとする。

ア 法第 10 条の 12 の 3 第 4 号イに該当する者から申出があったものの、公告を申

請した確知森林共有者が、公告の日から2か月以内に当該申出をした者である森林所有者から共有者不確知森林の立木の伐採に係る同意（当該申出をした者が共有者不確知森林の土地の所有者である場合には、立木の伐採及び伐採後の造林のために土地を使用する同意）を取得し、その取得の事実を証する書面を市町村の長に提出した場合（当該申出により不確知森林共有者がいなくなった場合を除く。）

イ 法第10条の12の3第4号ロに該当する者から申出があったものの、公告を申請した確知森林共有者が、公告の日から2か月以内に当該申出をした者と締結している共有者不確知森林に関する所有権以外の権利関係が解消され、その解消の事実を証する書面を市町村の長に提出した場合

## (2) 裁定の申請に必要な添付資料

規則第29条の6第2項に規定する「法第10条の12の2第2項各号に掲げる事項を明らかにする資料」は、第3の2に定める資料とする。また、都道府県知事が、確知森林共有者から裁定の申請を受けるに際しては、申請書に添付すべき書面及び資料の内容並びに共有者不確知森林の立木の販売による収入から費用を控除した見込額及び当該共有者不確知森林の土地に関する同種の権利の設定に係る見込額等について整理するため、別記様式第3号を模範様式として、裁定申請整理票を申請書に添付するよう申請者に求めるなどされたい。

## 2 裁定

都道府県知事は、確知森林共有者から第2の(3)の裁定の申請がなされた場合には、申請書及び添付資料を確認し、当該裁定の申請が当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林を実施するために必要かつ適当であるかを判断しなければならない。必要かつ適当であるかの判断に際しては、次に掲げる事項に関して留意するものとする。

ア 土地所有者証明書類に記載された森林の土地の所有者の全員又は森林所有者証明書類に記載された森林所有者の全員について、同意書又は確知することができない事情を明らかにする資料のいずれかが添付されていること。

イ 申請書に記載された伐採及び伐採後の造林の時期及び方法が適当であること。

また、都道府県知事は裁定の申請が当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林を実施するために必要かつ適当であると認められるときは、その必要な限度において、不確知立木持分又は不確知土地権利を取得すべき旨の第2の(4)の裁定を、不必要又は不適当であると認められるときは、取得すべきでない旨の裁定をするものとする。

## 3 裁定の内容

都道府県知事は、裁定の内容を定めるに際しては、次に掲げる事項に関して留意するものとする。

(1) 法第10条の12の5第2項第2号の「不確知立木持分に係る立木の樹種別及び林齢別の本数」については、都道府県知事は、必要に応じて、法第188条第2項に規

定する立入調査に基づき、当該職員又はその委任した者に共有者不確知森林の立木について実地を調査させて申請内容の妥当性を判断した上で定めるものとする。

(2) 法第 10 条の 12 の 5 第 2 項第 5 号の「不確知土地使用権の内容」については、不確知立木持分に係る立木の伐採及び搬出に必要な作業路網の整備、土場の設置、伐採後の造林、造林木の育成等に必要な土地の使用期間等を定めるものとする。

(3) 法第 10 条の 12 の 5 第 3 項第 1 号の「申請の範囲を超えないこと」とは、裁定の内容が次に掲げる事項に適合することをいう。

ア 不確知立木持分又は不確知土地使用権の取得に係る共有者不確知森林の所在及び面積が、申請された森林以外の森林を含まず、かつ、申請のあった面積以上とならないこと。

イ 不確知立木持分の取得に係る立木の樹種別及び林齢別の本数が、申請のあった本数以上とならないこと。

ウ 不確知立木持分の取得に係る立木の伐採及び伐採後の造林の時期及び方法が、申請のあった時期に含まれ、かつ、申請のあった方法と異なること。

エ 不確知土地使用権の内容が、申請のあった内容を超えるものでないこと。

(4) (1) から (3) までのほか、法第 10 条の 12 の 5 第 2 項第 3 号の「不確知立木持分又は不確知土地使用権の取得の対価の額に相当する補償金の額」は、別紙に準じて、不確知森林共有者ごとに算出するものとする。

また、同号の「不確知土地使用権の取得の対価の額に相当する補償金の額」は、裁定の対象の共有者不確知森林に関する同種の権利の標準的な取引価格として固定資産税課税標準額に相当する額に 1.4% を乗じ、その額に伐採後の造林木の育成に要する年数を乗じて得た額に準じて、不確知土地共有者ごとに算出するものとする。

#### 4 裁定の通知及び公告

(1) 都道府県知事は、法第 10 条の 12 の 6 第 1 項の規定による不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得すべき旨の裁定をした場合には、別記様式第 4 号を模範様式として、遅滞なく、当該裁定の申請をした確知森林共有者及び法第 10 条の 12 の 3 の規定による公告をした市町村の長に通知するとともに、別記様式第 5 号を模範様式として、公報その他所定の手段によって公告するものとする。

(2) 都道府県知事は、不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得すべきでない旨等の裁定をした場合には、遅滞なく、裁定申請者及び法第 12 条の 12 の 3 の規定による公告をした市町村の長に通知するものとする。

この場合、裁定申請者に対しては、次の教示文を通知書の末尾に記載するものとする。

『〔教示〕この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をす

ることができなくなります。)。』

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。』

## 5 裁定内容の変更の通知及び公告

都道府県知事は、不確知立木持分又は不確知土地所有権の取得すべき旨の裁定についての審査請求に対する裁決によって裁定の内容が変更されたときは、その裁決書の写しを添えて、その旨を不確知立木持分及び不確知土地所有権を取得した者並びに法第 12 条の 12 の 3 の規定による公告をした市町村の長に通知するとともに、その内容を公報その他所定の手段によって公告するものとする。

裁定の内容の変更に係る通知及び公告の様式は、別記様式第 4 号及び第 5 号を準用する。この場合において、別記様式第 4 号中「下記のとおり裁定した」とあるのは、「下記のとおり裁定の内容が変更された」と、別記様式第 5 号中「森林法第 10 条の 12 の 5 第 1 項の規定により」とあるのは「行政不服審査法第 44 条の規定による審査請求に対する裁決により」と、「裁定をした」とあるのは「裁定の内容を変更した」と読み替えるものとする。

なお、別記様式第 4 号を準用して行う審査請求者に対する通知には、不服申立てに関する教示は必要としない。

## 第 5 補償金の供託

都道府県知事は、法第 10 条の 12 の 5 第 1 項に規定する裁定において定められた補償金（以下第 5 において単に「補償金」という。）の支払の時期までに第 2 の (5) の補償金の供託がなされたかについて、供託書正本の写しにより確認することが望ましい。

また、補償金の供託手続については、供託法（明治 32 年法律第 15 号）及び供託規則（昭和 34 年法務省令第 2 号）等の法令の定めによるほか、次によることが望ましい。

### 1 補償金の供託

(1) 共有者不確知森林の森林所有者と当該共有者不確知森林の土地の所有者が同一である場合には、不確知立木持分及び不確知土地所有権の補償金の供託は、不確知森林共有者を被供託者として不確知森林共有者ごとに 1 つの供託書により行うものとする。この場合、補償金に係る供託書の「供託の原因たる事実」の欄には、「森林法第 10 条の 12 の 2 第 1 項に規定する共有者不確知森林について、同法第 10 条の 12 の 5 第 1 項の裁定により不確知立木持分及び不確知土地所有権を取得した」旨及び不確知森林共有者の情報を記載するとともに、裁定通知書に記載された共有者不確知森林の土地の所在、不確知立木持分に係る立木の伐採の時期及び不確知土地所有権の内容のうち設定期間を転記する。

(2) 共有者不確知森林の森林所有者と当該共有者不確知森林の土地の所有者が異なる

場合には、不確知立木持分及び不確知土地所有権の補償金の供託は、不確知森林共有者又は不確知土地共有者を被供託者としてそれぞれ不確知森林共有者又は不確知土地共有者ごとに行うものとする。この場合、補償金に係る供託書の「供託の原因たる事実」の欄には、次のとおり記述するものとする。

ア 不確知立木持分の補償金の供託の場合には、「森林法第 10 条の 12 の 2 第 1 項に規定する共有者不確知森林について、同法第 10 条の 12 の 5 第 1 項の裁定により不確知立木持分を取得した」旨及び不確知森林共有者の情報を記載するとともに、裁定通知書に記載された当該共有者不確知森林の土地の所在及び不確知立木持分に係る立木の伐採の時期を転記する。

イ 不確知土地所有権の補償金の供託の場合には、「森林法第 10 条の 12 の 2 第 1 項に規定する共有者不確知森林について、同法第 10 条の 12 の 5 第 1 項の裁定により不確知土地所有権を取得した」旨及び不確知土地共有者の情報を記載するとともに、裁定通知書に記載された当該共有者不確知森林の土地の所在、不確知立木持分に係る立木の伐採の時期及び不確知土地所有権の内容のうち設定期間を転記する。

- (3) 補償金の供託をした裁定の申請をした確知森林共有者は、速やかに供託書正本の写しを都道府県知事に提出する。
- (4) 供託された補償金は、供託すべき供託所を誤った場合、供託金額を誤った場合等錯誤による場合を除き取戻しをすることができない。

## 2 補償金の還付

共有者不確知森林についての不確知立木持分及び不確知土地所有権の取得の裁定を受けた不確知森林共有者又は不確知土地共有者は、供託法及び供託規則の定めるところにより、法第 10 条の 12 の 7 第 1 項により供託された補償金の還付を請求することができる。その際、被供託者とされている当該裁定を受けた不確知森林共有者又は不確知土地共有者が死亡し、その相続人が還付請求をする場合には、供託規則第 24 条第 1 項第 1 号の「還付を受ける権利を有することを証する書面」として、その還付を受ける権利につき相続があったこと及び共有者不確知森林に係る持分を証する書面を添付することが必要となる。

なお、還付する額は、不確知立木持分に係る立木の伐採の時期又は不確知土地所有権に係る造林木の育成の期間の経過前であっても、還付を受ける者のためにされた供託金の全てとする。

## 第 6 裁定後の留意事項

- 1 裁定の申請をした確知森林共有者が、法第 10 条の 12 の 6 第 2 項に基づき裁定を受けて共有者不確知森林についての不確知立木持分を取得して伐採を実施するときは、法第 10 条の 8 第 1 項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書の提出等立木の伐採のために必要となる法令上の手続を行う必要があることに留意するものとする。
- 2 共有者不確知森林についての不確知立木持分又は不確知土地所有権の取得に基づき、伐採及び伐採後の造林を行った場合には、当該裁定の申請をした確知森林共有者

が造林後の立木の所有権を取得することとなるので、造林後の立木の所有者と森林の土地の所有者とが異なることになる。このため、造林後の立木に関しては立木に関する法律（明治 42 年法律第 22 号）に基づく所有権保存登記等当該立木の所有権を証明し、対抗要件を具備する措置を講じておくことが望ましい。

## 別 紙

不確知立木持分を取得した者が支払うべき不確知立木持分の取得の対価の額に相当する補償金の額

$$Z = d - f$$

$Z$  : 不確知立木持分を取得した者が支払うべき不確知立木持分の取得の対価の額に相当する補償金の額、 $d$  : 立木の販売による標準的な収入、 $f$  : 立木の育成、伐採及び販売に要する標準的な費用

別記様式第 1 号

公告申請整理票

1 共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積

共有者不確知森林の土地の所在場所	市 郡	町 村	大字	字	地番
共有者不確知森林の土地の地目		共有者不確知森林の土地の面積			

2 共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林に係る同意の取得状況

(1) 立木の伐採についての確知森林共有者の同意

確知森林共有者（同意者）の氏名又は名称及び住所	共有者不確知森林の土地の所有者を明らかにする書面（森林所有者と土地の所有者が異なる場合は、当該森林の森林所有者を明らかにする書面）に記載された者		同意者の持分割合
	氏名又は名称及び住所	同意者との関係	

(2) 立木の伐採及び伐採後の造林についての共有者不確知森林の土地の所有者で知っているものの同意

共有者不確知森林の土地の所有者で知っているもの（同意者）の氏名又は名称及び住所	共有者不確知森林の土地の所有者を明らかにする書面に記載された者		同意者の持分割合
	氏名又は名称及び住所	同意者との関係	

3 共有者不確知森林の森林所有者で確知することができないもの（不確知森林共有者）

不確知森林共有者の氏名又は名称及び住所	共有者不確知森林の土地の所有者を明らかにする書面（森林所有者と土地の所有者が異なる場合は、当該森林の森林所有者を明らかにする書面）に記載された者		不確知森林共有者の持分割合
	氏名又は名称及び住所	不確知森林共有者との関係	

--	--	--	--

4 共有者不確知森林の土地の所有者で確知することができないもの（不確知土地共有者）

不確知土地共有者の氏名又は名称及び住所	共有者不確知森林の土地の所有者を明らかにする書面に記載された者		不確知土地共有者の持分割合
	氏名又は名称及び住所	不確知土地共有者との関係	

## 別記様式第2号

### 公 告

下記共有者不確知森林について、森林法第10条の12の2第1項の規定により不確知立木持分及び不確知土地  
地使用权の取得に係る公告を求める申請があったので、同法第10条の12の3の規定により公告する。

年 月 日

市町村長

### 記

#### 1 申請者

住所

氏名又は名称

#### 2 共有者不確知森林の所在等

(1) 共有者不確知森林の所在、地番、地目及び面積

(2) 共有者不確知森林の森林所有者又は土地の所有者の氏名又は名称及び住所

3 この公告は、申請者が共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林を行うために同意を取るべき当該森林  
の森林所有者の一部を確知することができないこと及び当該森林の土地の所有者の全部又は一部を確知で  
きないことから行うものである。

4 上記の共有者不確知森林の森林所有者若しくは土地の所有者又は当該森林に関し所有権以外の権利を有  
する者で、当該森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるものは、本公告の日から起算して2か月  
以内に、当該森林に係る権原を有することを証する書面を添えて、次に掲げる事項を記載した申出書を市  
町村長に提出するものとする。

(1) 申出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 申出に係る共有者不確知森林の所在、地番、地目及び面積

(3) 申出の趣旨

5 また、この公告があつた日から起算して2か月以内に4に掲げる申出書の提出がなかった場合には、森  
林法第10条の12の4の規定に基づき、申請者にその旨を通知し、本公告に係る森林について都道府県知事  
の裁定により、申請者が不確知立木持分又は不確知土地使用权を取得することがある。

(注) 不確知立木持分の取得のみに係る公告を行う場合には、不確知土地使用权、森林の土地の所有者、  
伐採後の造林に関する記載を削るものとする。

別記様式第3号

裁定申請整理票

1 共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積

共有者不確知森林の土地の所在場所	市 郡	町 村	大字	字	地番
共有者不確知森林の土地の地目		共有者不確知森林の土地の面積			

2 共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林に係る同意の取得状況

(1) 立木の伐採についての確知森林共有者の同意

確知森林共有者（同意者）の氏名又は名称及び住所	共有者不確知森林の土地の所有者を明らかにする書面（森林所有者と土地の所有者が異なる場合は、共有者不確知森林の森林所有者を明らかにする書面）に記載された者		同意者の持分割合
	氏名又は名称及び住所	同意者との関係	

(2) 立木の伐採及び伐採後の造林についての共有者不確知森林の土地の所有者で知っているものの同意

共有者不確知森林の土地の所有者で知っているもの（同意者）の氏名又は名称及び住所	共有者不確知森林の土地の所有者を明らかにする書面に記載された者		同意者の持分割合
	氏名又は名称及び住所	同意者との関係	

3 共有者不確知森林の森林所有者で確知することができないもの（不確知森林共有者）及び不確知立木持分に係る対価の額

不確知森林共有者の氏名又は名称及び住所	共有者不確知森林の土地の所有者を明らかにする書面（森林所有者と土地の所有者が異なる場合は、共有者不確知森林の森林所有者を明らかにする書面）に記載された者		不確知森林共有者の持分割合
	氏名又は名称及び住所	不確知森林共有者との関係	

共有者不確知森林の立木の販売による標準的な収入から標準的な費用を控除した額			

4 共有者不確知森林の土地の所有者で確知することができないもの（不確知土地共有者）及び不確知土地  
 使用権に係る対価の額等

不確知土地共有者の氏名又は名称及び住所	共有者不確知森林の土地の所有者を明らかにする書面に記載された者		不確知土地共有者の持分割合
	氏名又は名称及び住所	不確知土地共有者との関係	
共有者不確知森林の土地に関する同種の権利の標準的な取引価格			
不確知土地使用権の内容			

別記様式第4号

番 号  
年 月 日

殿

都道府県知事

森林法第10条の12の5に規定する不確知立木持分又は不確知土地所有権の取得  
に関する裁定について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった森林法第10条の12の5に規定する不確知立木持分又は不確知土地所有権の取得に関する裁定の申請については、下記のとおり裁定したので、森林法第10条の12の6の規定により通知する。

記

1 不確知立木持分又は不確知土地所有権を取得した者の氏名又は名称及び住所

住 所	氏 名 (名称・代表者名)

2 裁定事項

(1) 共有者不確知森林の土地の所在及び面積並びに不確知立木持分に係る立木の樹種別及び林齢別の本数

所在・地番 (林小班)	地 目	面 積	樹 種	林 齢	本 数
( )		ha			本
( )		ha			本
計					

(2) 不確知立木持分に係る立木の伐採及び伐採後の造林の時期及び方法並びに不確知土地所有権の内容

所在・地番 (林小班)	伐採の時期	伐採の方法	造林の時期	造林の方法	不確知土地所有権の内容
	年 月 ～ 年 月	1 皆伐 2 択伐 (択伐率 %)	年 月 ～ 年 月	1 人工造林 (樹種 ) 2 天然更新 3 その他	使用目的 不確知立木持分に係る立木の伐採及び搬出並びに伐採後の造林及び造林木の育成のため 設定期間

					年月日～年月日

(3) 不確知立木持分の取得の対価の額に相当する補償金の額

共有者不確知森林の立木の販売による標準的な収入から標準的な費用を控除した額		千円
共有者不確知森林の森林所有者で確認することができないもの（不確知森林共有者）の氏名又は名称及び住所	不確知森林共有者の持分割合	不確知森林共有者に対する補償金の額
		千円
		千円
		千円
合 計		千円

(4) 不確知土地所有権の取得の対価の額に相当する補償金の額

共有者不確知森林の土地に関する同種の権利の標準的な取引価格		千円
共有者不確知森林の土地の所有者で確認することができないもの（不確知土地共有者）の氏名又は名称及び住所	不確知土地共有者の持分割合	不確知土地共有者に対する補償金の額
		千円
		千円
		千円
合 計		千円

(5) 補償金の支払の時期及び方法

支払う者	支払の時期	支払の方法
不確知立木持分及び不確知土地所有権を取得した者 〇〇〇〇	伐採の時期又は不確知土地所有権の設定の始期まで	〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）に供託

(6) その他の事項

不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得した者は、補償金の支払の時期までにその供託をしないときは、森林法第10条の12の8の規定に基づき、この裁定はその時以後その効力を失う。

〔教示〕 この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(注) 不確知立木持分のみ取得すべき旨の裁定を行う場合には、不確知土地使用権、森林の土地の所有者、伐採後の造林に関する記載欄を削るものとする。

## 別記様式第5号

### 公 告

森林法第10条の12の5の規定により下記により不確知立木持分又は不確知土地使用权を取得すべき旨の裁定をしたので、同法第10条の12の6の規定により公告する。

年 月 日  
都道府県知事

### 記

#### 1 申請者

住所

氏名（名称、代表者の氏名）

#### 2 裁定事項

- (1) 共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- (2) 不確知立木持分に係る立木の樹種別及び林齢別の本数
- (3) 不確知立木持分又は不確知土地使用权の取得の対価の額に相当する補償金の額並びにその支払の時期及び方法
- (4) 不確知立木持分に係る立木の伐採及び伐採後の造林の時期及び方法
- (5) 不確知土地使用权の内容

#### 3 その他

共有者不確知森林の森林所有者であって当該森林の立木の伐採及び伐採後の造林に同意をしていない者は、〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）において補償金の還付を受けることができる。

（注） 不確知立木持分のみ取得すべき旨の裁定の公告を行う場合には、不確知土地使用权、伐採後の造林に関する記載を削るものとする。